

安全は「家族のため」じゃっど

～JAグループ鹿児島 秋の農作業安全月間～

9月・10月はJAグループ鹿児島「秋の農作業安全月間」です。
本事務組合において令和3年度に発生した労災事故(抜粋)は下記の通りです。
いつもの農作業をみなおし、安全な農作業を心掛けましょう。



【令和3年度 本事務組合における農作業事故の状況】(抜粋)

事故の概要

- 茶の揉捻機にこぼれた茶を入れようとして、指を挟んだ
- 牛の移動中、急に暴れだした牛が壊した柵が肋骨に当たった
- 牛の粗飼料をラッピング中に熱中症を発症
- ハウスの修繕作業中、足が滑って用水路に転落
- 野菜の移動中にあやまって転倒し、コンクリートの床に膝を打ち付けた

※労災保険は、お近くのJAで加入できます。

 鹿児島県農協労働保険事務組合



組合員資格をもう一度ご確認ください

当JAでは組合員資格に変更が生じた場合、定款第3章の定めにより速やかに書面での変更手続きが必要となります。大変お手数ですが、該当される方は最寄りのJA各支所窓口で手続きしていただきますよう、よろしくお願い致します。

◎ 正組合員とは？

- ① 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所またはその経営に係る土地または施設がこの組合の地区内にあるもの。
- ② 1年のうち90日以上農業に従事する個人であって、その住所またはその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの。
- ③ 農業を営む法人であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの。

◎ 准組合員とは？

- ① この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの
- ② この組合から第7条1項第2号から第4号まで又は第13号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの・・・など。

